

腐敗行為防止基本方針（贈賄行為防止基本方針）

株式会社 PIVOT（以下、「当社」といいます。）は、健全な事業活動を行うべく腐敗行為防止（贈賄行為防止）の方針（以下、「本方針」といいます。）を制定し、全社を挙げて遵守に取り組むことを宣言致します。

1. 定義

本方針に使用されている用語の定義は、以下に記載の通りです。

役員および従業員：当社で働く全ての役員・従業員を指します。

公務員：日本や進出国を含む当該国の政府又は地方公共団体の公務に従事する者、政府関係機関の事務に従事する者、公的な企業の事務に従事する者等であって特に権益を付与された者、国際機関の公務に従事する者、政府等から権限の委任を受けている者を指します。

贈賄行為：取引などにおいて不当な利益を得るために利益の提供を約束、申し出または承認する行為を指します。

2. 贈賄禁止

当社は、役員および従業員が、国内外を問わず、公務員ほか利害関係人に対し、直接、間接を問わず、国内外の諸法令に反する贈賄行為を行うことを禁止します。

3. 贈賄防止体制の実施

当社は、本方針の制定と併せて、これらに関する社内教育を実施します。また、公務員に対する支払いについては適切な承認手続に即して行い、かつ適切な事後確認を行います。

4. 支払記録の保管

当社は、適切な会計基準の下で事実に基づき正確に会計帳簿を記録し、支払記録を適正に保管します。

5. 処分

当社は、役員および従業員が贈賄行為を行ったことが明らかになった場合には、贈賄行為を行った役員および従業員を会社規則（就業規則等）に基づいて厳正に処分します。

6. 定期的な見直し・改善

当社は、定期的に本方針を見直し、必要に応じて改正・改善を実施します。

以上